

苫小牧市火災予防条例の一部改正(案)について

消防本部警防課
令和 7 年 10 月

1 苫小牧市火災予防条例の一部改正(案)の目的

林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることを目的として、条例の一部改正を行います。

なお、条例の施行は、令和 8 年 1 月 1 日を予定しています。

2 一部改正(案)の概要

令和 7 年 2 月 26 日に発生した大船渡市林野火災を受けて、総務省・林野庁による検討会が実施され、報告書が取りまとめられています。報告書においては林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、火災予防条例(例)の一部が改正され、「火災に関する警報発令中における火の使用制限に関する事項」、「林野火災の予防に関する事項」、「火災と紛らわしい煙等を発する恐れのある行為等の届け出に関する事項」について示されています。これらを受け、本市火災予防条例についてもその文言を改めるものです。

3 予定している条例の一部改正(案)内容

1 火災に関する警報発令中における火の使用制限に関する事項

火災予防条例上の火災に関する警報は、消防法第 22 条第 3 項に規定するものであることを明確にしたこと。また、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入り口等の閉鎖）について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ規定の削除を行ったこと。（第 31 条関係）

2 林野火災の予防に関する事項

市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとしたこと。また、林野火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、火災予防条例第 31 条各号に定める火の使用制限に従うよう努めなければならないこととしたこと。さらに、市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定できることとしたこと。(第 31 条の 8 関係)

市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発した時は、林野火災の発生の危険性を勘案して、火災予防条例第 31 条各号に定める火の使用制限の対象となる区域を指定することができることとしたこと。

(第 31 条の 9 関係)

3 火災と紛らわしい煙等を発する恐れのある行為等の届け出に関する事項

火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にしたこと。また、消防長は、火災予防条例第 59 条第 1 項各号に掲げるそれぞれの行為について、届け出の対象となる期間及び区域を指定することができることとしたこと。(第 59 条関係)